

法政大学国連 GC 研究 D グループ第 1 回研究会

日時:2008 年 6 月 13 日(金)15:00~16:30

報告者:細川幸一 准教授

配布資料:細川幸一「国際政治社会における消費者保護」国民生活研究 28 巻 4 号

「新しい時代に求められる消費者行政」

「消費者政策学」について

読売新聞「論点」2008 年 6 月 4 日(水曜日)

司会・進行:菅富美枝 准教授

記録:土屋仁美

出席者:江橋崇 教授、原伸子 教授、大西祥世 講師、金丹、稲垣玲奈

1 自己紹介

2 消費者行政推進会議の報告書について

今日(2008年6月13日)、首相が主宰して行われている消費者行政推進会議の最終回があり、資料報告書が出された。昨日の読売の夕刊にも載ったが、画期的な内容だった。今まで、公務員が公僕足りえてないのではないかという疑問、つまり縦割りになると産業よりの考え方になり、国民の側に向いていないという批判があったが、消費者に関わる法律は消費者庁の移管、共管となる。この改革は消費者市民社会の構築に向けた第一歩となる大規模な行革といえる動きであると言える。

3 『消費者政策学』について、

国際政治社会における消費者保護、新しい時代に求められる消費者政策については、OECD の勧告などもあり、消費者の保護が認識され、国際的に消費者の権利を保護するという流れがある。

消費者法研究については、消費者問題が横断的な問題であることから、対応し切れていない状況にある。比較対象として労働問題が多く論じられるが、労働問題は資本主義体制維持のなかでの問題であり、労働法分野が確立され、厚生労働省という独立した行政がある。しかし、消費者は一元化されてこなかった。原因としては、消費者は結束しづらく、広い問題領域であることが考えられる。消費者はマジョリティー過ぎて終結しづらいため、政治的にも団結しづらく、概念もしづらい。消費者政策そのものを学問レベルで研究する機関もない。加えて、公法・私法にわたる法分野であることなどから、研究として不十分な状況にある。消費者政策の効果が間接的であり、領域も広いため、消費者問題へのアプローチも少ない。

また、消費者法、消費者政策については、解釈論になっていることが多いことから、全体が見えにくい。そこで、試みとして、消費者政策とはトータルに捕らえてどういったものか、他の政策との位置づけ（関係）でどのように考えられるのかについて、博士論文をアップデートして、テキスト的なものとして出したものが、『消費者政策学』になる。

まず、消費者政策の基礎的な概念を捉えた上で、比較として、消費者政策と産業政策、競争政策との関係を論じている。今までの消費者政策は、消費者問題を自由経済による被害として捉えており、社会政策的な給付行政として、個別に救済するという考え方をされていたことから、社会政策との関係についても論じている。

また、消費者を生活者として認識することがあるが、生活者、国民生活については、適切な英語がなく、どのように訳されているのか、わからない。生活者を生産者以外の者として捉えているとの考え方もあるが、生活者という言葉は行政が使ってきた言葉であり、問題を曖昧にする危険性があり、消費者行政が薄まってしまう。理念で言うところの生活者という概念には納得するが、生活者とすることで、問題を曖昧にしている。これは、消費者のための政策について、生産者の自由の規制につながることで、つまり営業の自由にかかわること、経済に対する不干渉主義と関係がある。

そして、3章ではこれまでの展開、4章では消費者の権利確保の担い手になりうるアクター（立法府、行政機関、個人、団体）の役割、5章では立法過程と消費者政策の推進過程の分析、6章では消費者政策体系化の試みを行い、消費者行政の理念系を提示している。今後の消費者政策のあるべき姿を示すことで、消費者政策の問題提起の第一歩になればという思いがある。

4 国際政治社会における消費者保護について

国際社会モデルとしては、①パワーポリティクスモデル：国際社会は権力闘争、リヴィアサンであり、秩序はない状態、②トランスナショナルモデル：相互依存、連合参加の政治であり、問題に対して、国家だけではなく他の様々なアクターにより解決を図るモデル、③センターペリフェリーモデル：支配と従属のモデルであり、中心的な先進国と搾取される発展途上国という関係の3つのモデルがある。また、③については、先進国内でも支配、従属があり、発展途上国内でも支配、従属関係がある。

以上のような国際社会モデルを消費者問題に当てはめた場合、①として消費者問題を捉えるケースはほとんどない。例外的に、チェルノブイリの原発事故のように、安全保障的な問題として捉えられることはあるが、それは例外的な場合である。

②の場合の消費者問題としては、例えば製造物責任法の制定がある。製造物責任法が制定された一番の契機は、取引条件を先進国間で合わせることで、つまり取引条件の先進国間での均一化、取引上の不均衡の是正であり、これは相互依存関係のある先進国間だけの問題意識である。

③の場合については、第三世界の消費者法、つまり発展途上国における消費者保護の間

題が考えられる。ダブルスタンダードの問題や不正なマーケティングによる販売、児童就労（不当な労働条件）といった、発展途上国における消費者問題として考えられている。

つまり、消費者問題に関しては、先進国の中で消費者基準をレベルアップさせる働きがある一方で、日本の消費者の豊かさの繁栄の裏側に途上国の貧困等の問題が隠れているという認識が必要となる。

このように国際政治学の立場から消費者問題を論じるものとしては、境井孝行『国際消費者運動』（大学教育出版、2002年）がある。

5 OECDにおける消費者保護について

OECDにおける消費者保護は、トランスナショナル的な問題意識であり、先進国間での問題解決を図るものである。共通の課題は、電子商取引における問題であり、国際的な取引についてである。自国の消費者の相手方が国外にいるときの紛争解決の方法を相互互換性がある問題として、各国が協力して解決を図っている。

OECDの消費者政策委員会における最近の議論としては、2007年の「消費者の紛争解決及び救済に関するOECD理事会勧告」が挙げられる。新しい概念として、協働行政が述べられている。GCといった自主規制を通して、ゼロサムゲームではなく、ともに協力して問題解決を図っている。

従来の考え方では、支援行政と規制行政しかなかった。規制行政とは、消費者問題を力の不均衡（非対称性）による問題、事業者と消費者のバランスが取れていないことによる問題として捉え、事業者側の自由を制限していた。また、支援行政として、弱い立場にある消費者側を助けるための斡旋、仲介を行っていた。

しかし、最近では協働行政によって、自主行動基準の制定支援、事業者間の自主規制支援、民間ADRの支援、消費者参加による標準化（ISO）、利害関係者同士の議論が行われている。加えて、今までは支援行政に位置づけられていた救済が、救済行政という概念として出てきていることに注目している。行政サービスとして非公式に両者の仲介するのではなく、行政が権限として消費者被害の救済を行い、行政が被害救済命令を行政命令として出す仕組みが求められている。すでに生じた被害に対して、加害者側の賠償を行政の権限として命令する、民事の救済命令を出すことが大きい。

OECDにおける勧告において示されているように、①個人での行動を可能にする仕組み、例えばADRや簡易裁判制、②集合的な訴訟、例えばクラスアクションや団体訴訟制度、③行政による消費者救済の仕組み、例えば父権訴訟といった、制度として救済を図る仕組みが必要である。父権訴訟については、男女平等という観点からは、名前を変える必要性がある。アメリカにおいて日本の消費者被害を父権訴訟として争った事例がある。

6 まとめ

国際的に消費者保護が認知された契機は、電子商取引の問題であり、国際間の取引が常

態化したことによる問題であった。電子取引の問題としては、自国語完結の原則なども必要ではないかと考えている。勧誘は日本語であるにもかかわらず、事業者にとって不利な苦情、意見受け付け等は英語といった問題がある。国際的に問題を共有し、解決していく必要性がある。また、消費者問題は、先進国間だけの問題ではなく、先進国と途上国との間においても生じている。ポストハーベストの問題や輸出品にだけ使われる薬品等の問題、つまりダブルスタンダードの問題である。例えば、車両基準の違いによって、アメリカ国内向けは「合わせガラス」にもかかわらず、日本向けは「強化ガラス」になっており安全性に違いがある。

消費者問題は、トータルに考える必要がある。GCに消費者の権利を加えることは、とても意味のあることであり、アジアにおける消費者の権利保護が浸透していけば、東アジアにおける人権水準の向上につながると思う。

消費者問題の3つの柱として、①商品の安全性、②取引の適正化、③広告・表示の適正化があるが、国際的な関心事がもっとも高いものが①であり、その次にインターネット等の問題から③が問題視されている。②については、悪徳商法等の問題であり、国内的に解決できることから、①②よりも関心は弱くなっている。

読売新聞の「論点」においても論じたが、消費者の権利は、消費者という弱者のための問題だけではなく、企業の問題でもあるとの認識を広める必要がある。企業に対する利益にもなること、つまり市場において消費者に支持されない企業は生き残れないこと、そのためにも迅速かつ適切な消費者政策が必要であるとの認識が浸透することが求められる。人権を守るような企業を育てることが必要であり、消費者を守ること、人権を守ることは、企業にとって利益にはなるが、不利益にはならない。消費者庁の新設にあたって企業の反発が強かったことを踏まえて、以上のように論述した。

7 質疑応答

菅准教授：消費者の権利は企業のためとのことだが、消費者の権利とCSRのつながりはどういったものか？

細川准教授：ステークホルダーとしての消費者ということもあり、CSRの問題としても考えられる。しかし、一方で消費者の責務も大きい。ただ安いだけではなく、企業がどのような生産プロセスにおいて製品を生産してきたのかを見る視点が消費者に求められる。消費者の企業を見る目を養う必要性がある。つまり消費者教育が必要とある。健全な市場のためには消費者教育が必要であり、消費者が賢くないと、まっとうな事業者が不利になることを認識すべきである。

原教授：福祉国家論における企業と家族と国家のつながりでパターン化するという考え方では、国によっては、歴史的な文脈等から意味合いが異なる、つまり企業側の論理が異なる。又は、企業と消費者とが連携する等ということで、国の連帯意識な

どのかかわりによって、同じ消費者政策に違いがでてくるのか？

細川准教授：違いとしては、例えば、消費者を集団として考えて、救済を求めるアメリカのクラスアクションのような国の関与できない、権利義務関係を市民に委ねるものと、ヨーロッパの団体訴訟、公的な団体による消費者のための訴訟のような、枠組みをはめて、国の考えがある程度つながるようなものがある。

原教授：市場経済においては生産と消費のかかわりにおいて消費者政策が形成されていく。生活者概念については、個人消費だけではなく、ボランティア、介護などの観点を人権のなかに入れていっているのではないかと？

細川准教授：そういった場合は生活者ではなく、市民として捉えていると考える。消費者においても、消費者市民という考え方がある。自分の選択が世の中に影響を及ぼしているとの認識が求められる。コンシューマーシチズン、消費者市民を育てる教育として、アメリカにおける消費者教育は、市民教育でもあり経済教育でもある。経済学においては、消費者の考え方についての研究があまりないことから、経済学者における消費者に対する視点が必要である。

大西講師：協働行政と救済行政という新しい考え方については、女性行政とも重なる点が多く、女性行政では行政計画を行政計画と位置づけずに、市民と行政との連携を深めていこうという議論が進められている。今日の報告では、行政の役割として、異なった2方向に向かっているとの報告があった。協働行政と父権訴訟における行政とは、行政の役割として矛盾したものであり、両者は調和できるのか？

細川准教授：協働行政という1歩引いたイメージと父権訴訟というイメージの違いについては、両者の住み分け、役割、領域があると考えている。消費者の被害によって生じた利益を没収することも必要であるし、協働行政により底上げを図ることも必要である。

大西講師：協働や相互関係については、国内で完結するものと国外まで広がる関係があるが、2つの相違点はあるのか？国内における相互作用と国外における相互作用の違いについては、どういったものが考えられるか？

細川准教授：これまでこのような視点で考えたことはない。

菅准教授：アメリカにおける民法的救済として、懲罰的損害賠償があるが、消費者の権利にかかわってくるのか？

細川准教授：日本においては過失相殺があることや消費者救済における消費者被害の換算方法については、日本では市場価格の差でしかないため救済がままならない。しかし、アメリカにおいては、その問題から生じた利益を吐き出させるという考え方がある。アメリカでは裁判所の権限が大きい。